

子ども関連TOPICS ①

韓国の青少年の権利と「アヒムナ」の運動

—2004日韓人権教育交流セミナーin 大阪より—

(主催: アジア・太平洋人権情報センター)

浜田進士 (子どもの人権ファシリテーター)

2004年11月26日に開催された日韓人権教育交流セミナーにおける^{キムジョンス}金鍾洙さん(「子どもの力でつくる国」(愛称: アヒムナ) 教育文化研究所所長、ハンシン大学客員教授)の報告をもとに、韓国における「子どもの参加」への取組み状況を紹介する。

アヒムナは、教員のグループによる平和と人権キャンプの開催がはじまりで NGOとして子どもとともにキャンプ活動や地域活動の取り組みをすすめてきた。特に外国人労働者や貧しい地域など疎外された子どもたちに思いを寄せて、子どもたちが自らの力で希望を持てる社会をつくることのできるよう支援している。

1. 韓国の青少年と人権

韓国の約96%の子どもたちが学校にいらっている。それゆえ学校の教育は、子どもたちの身体的、精神的、社会的な特性を規定する最も大きな要因である。非人間的であり、競争しなければならない入試教育は、お互いの人間的な出会いを不可能にし、家庭生活をひどく歪ませている。教師と生徒の間には「勉強しなさい」という話、成績に関する話を抜いてしまえばあまり話すことはなくなり、親と子どもの間も同じようなものである。

韓国での青少年(注1)に対する認識は、何を考えているのかわからない新人類であり、一度感情が爆発すれば押さえがきかない疾風怒涛の世代だというものである。そして彼らは「礼儀知らずの無責任な子どもたち」「いつも不安な子どもたち」という非難を受けている。

■「明日の主人公」から「今日の主役」へ——意識改革のむずかしさ
金大中(注2)政権になってから、こうした青少年に対する意識が変わりはじめた。

それ以前は青少年は「明日の主人公」であった。この言葉の意味するところは、「今日」現在は明日のためにすべての権利が留保さ

れうることだ。しかし「今日」の主役の宣布になり、多くの政策が変わってきた。とはいえ最前線にいる地方自治体の青少年担当の公務員や教員そして社会の認識は全然変わらないでいる。

大人たちが意図するところがあって家を出れば「出家した」というけれども、子どもが家を出ればどういう理由かは聞かずに「家出した」という。小学生にもできて、大学生にもできるが、唯一、青少年期のみ制約を受けていることがある。頭のてっぺんからつま先まで、青少年は自由な自己表現をできず、自分形成の演出の欲求を制約されている。この理由を既成の世代に訊いてみると「管理統制しやすいから」だという。私たちが生きている社会で、管理統制を受けなければならないのは、軍隊と矯正施設である。すなわち中学生、高校生と軍人や罪を犯した人は、管理統制の対象であるという点で共通点を持っている。

このような社会の雰囲気の中で、青少年たちは自分を尊重する気持ち、すなわち「自尊感情」を喪失する。自分を大切にしたい気持ちがないのに、自分を信じる気持ちである「自信」を持つことはできない。自尊感情をなくし自信を失った子どもたちはどうして生きて

NEWSLETTER No.77 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 韓国の青少年の権利と「アムヒナ」の運動 /1
- ② 子ども電話相談における東京成徳大学と
千葉県八千代市の協働について /2
- ③ 川崎市の子どもの権利保障に向けた取組 /4
- ④ 国連・子どもの権利委員会、
乳幼児の子どもの権利について議論 /5

子どもの権利条約A to Z 第13条 表現・情報の自由 /3

イベント報告 子どもの権利条約フォーラムいばらきin取手 /6

お知らせ /8

いけばいいのか？

注1) 韓国の青少年基本法では9歳から24歳までを青少年といい、児童福祉法では18歳未満を児童という。

注2) 1998年に金大中氏が大統領に選出されて、真の意味で軍事政権ではない政権が誕生した。

2. 人権死角地帯の子どもたち

■貧困家庭の子どもたち

1997年、韓国ではIMF(国際通貨基金)の統制を受けるようになり、極端な企業の構造調整を求められて、家長の大量失業の発生や再起に失敗した家長がホームレスになるといった現象が増加した。また家長の負債を解決するための離婚、これによる激しい家族解体の危機はまるでドミノ倒しのように続いた。甚だしくは、こうした危機に耐えられなかった家長の極端な選択は家族の集団自殺にまでいたっており、この冬もこうした現象は大きく改善される余地はないように思われる。

結局こうした経済的危機によって、本来、子どもたちは、栄養、住まい、医療、教育などを保障され精神的・肉体的にバランスがとれて成長する権利が与えられるべきであるが、それを家庭において脅かされるようになる。物理的な暴力のみならず、恐怖や抑圧を含む精神的な暴力から保護される権利を今まで信頼して保護され暮らしてきた家長である父母によって脅かされるという状況にいたっている。

貧困地域の子どもたちはこのように「大人たちが作った社会」の中で自信の最も近い家庭において、また信じてきた家長によって脅かされるという状況に追いやられている。

■希望の地は脱北者の子どもたちの絶望

ばら色の希望を抱いて死線を越えてきた脱北者とその子どもたちは、南の社会（韓国）で満足に適応できないまま暮らしている。定着支援金を脱北ブローカーに取りあげられてしまった脱北者は、南の社会で極貧層に転落してしまい、また違った社会問題を惹起させるようになる。「脱北ブローカー」というのは北朝鮮に潜入して脱北を助け、第3国から韓国に入国を助ける人たちをいい、彼らは後から脱北の過程でのすべての経費を南の社会で支給される脱北支援金で補償を受け取る。1千万ウォン余り（約100万円余り）脱北経費をブローカーに渡すために脱北者たちは一種のカード返済（5年間分割して受け取る定着支援金の総額の半分を脱北ブローカーが受け取るのだが、通帳をブローカーに預け、暗黙の内に行う取引）をするよう脅され、いろんな困難に身を置くことになった脱北者とその子どもたちは絶望の中で生きようになる。北朝鮮社会であまり教育を受けることができなかった子どもたち、早くに中国にやってきて長い歳月を生きてきた身寄りのない青少年たちはひどい心理的不安感と貧弱な栄養による発育不全などで南の社会での適応が大変難しくなっていて、青少年たちはその偏りがさらにひどく、小学校レベルの教育さえも受け入れられない状況で、学校不適應現象はさらにひどくなっている。

脱北青少年たちは、朝鮮半島の南北統一世代の主役として平和的に共生する方法を身につけて生きる権利を保障されないまま、一方的に南の韓国社会に組み入れられて失敗したまま、南の社会の不適應児に転落し、南の社会で問題を起こす青少年として烙印を押されてしまうのである。

■外国人労働者の子どもたち

韓国ではいわゆる きつい (difficult)、汚い (dirty)、危険な (dangerous) 産業で働くことを拒否し、外国人労働者がその場所を占めている。そうしたことで外国人労働者と国内での結婚も増えて

おり、彼らの子どもたちの問題がまた違った社会問題として登場している。皮膚の色による差別、貧困層を形成する外国人労働者の社会的不平等の構造は子どもたちにも継承される人権抑圧の構造になるのである。

学校での不適應、自分の存在に対する混乱と南の社会での差別は、単一民族社会という自負心をそれとなく自慢している韓国社会が、平和共存の社会に向かって越えていかなければならないまた違った課題なのである。

3. 「子どもたちの」(アイドゥレ)「力で」(ヒムロ)「作っていく国」(マンドゥロガヌン ナラ) - アヒムナ

大人たちが作った国(オヒムナ→ オルンドゥレ ヒムロ マンドゥロガヌン ナラ)では子どもたちの大多数は、社会が期待する値に届かない「失敗したものたち」になってしまいかねない。こうした社会にNOをいい、子どもたちが本当に主人公になる社会を作っていこうとするのが「アヒムナ」運動である。スペインのベンボスタからアイデアを得た「アヒムナ」運動は、「子どもたちが作る国」ではいつでも彼らが主人公であり、すべての政策決定の主体になるべきだと宣言してはじまった運動である。しかし、「子どもたちによる、子どもたちのための、子どもたちの国」を作っていくにはこのような一層抑圧的な社会の中で新しい突破口を探していこうと模索し、その試みとしてアヒムナ・キャンプがはじまった。2002年夏からはじまって、2005年1月に第5回を迎えるこのキャンプには貧しい家庭の子どもたち、脱北者の子どもたち、外国人労働者の子どもたち、在日コリアン3世4世、そして南の韓国社会でオルタナティブな教育を求める家庭の子どもたちが一同に会し毎回150名余りの子どもたちが小さな国をつくって3日から7日を共に過ごす。

アヒムナは、すべてのことを子どもたちによって決定する。大きな枠の日程の中で多様なプログラムを準備するのは大きい子どもたち(大学生の子どもたちといわゆる既成世代の中で子どもを世話する「お世話子ども」)であるが、アヒムナの公務員の賃金、起床時間、就寝時間はすべて子どもが決める。こうすると問題が起こらないはずがなく、こうした問題は自らが解決のプロセスを模索する以外にない、教育の大事なプロセスとして発展するようになる。すべての決定はアヒムナ市民総会を通じて決定され、その決定に従う過程を身体で覚えていくようになる。ここには年齢の区別もなく、皮膚色による違いもなく、宗教間の差別、貧富の差も存在しない。みんなが働いてこそ食べることができ、何かをするためにお金が必要なら自分たちで仕事を探してお金をえることができる仕組みをつくっていく。

見方によっては全然新しいことがないシステムであるが、アヒムナで生きる子どもたちの現在の住所を考えれば明らかにこのシステムは新しいことに他ならず、どうかするとユートピアであることに他ならない。

ところで、この運動は日本の九州地方のキリスト教関係者や青少年団体と交流を結んでいて、2005年にアジア・アヒムナ平和学校として発展する予定であり、社団法人「アヒムナ運動本部」を通じて子ども・青少年の権利運動を広げていくことになっている。

4. 終わりにかえて

身体的、精神的に成熟した子どもたちを命令や監視、保護と管理の対象として格下げした問題の解決は、彼らに「自律」を許容することである。様々な差別によって、絶望に陥った彼らの自尊感情と自信を回復していくことは、自分たちが責任を取ることができるという合意した領域に対して、自律を許容するのである。大人の目に

は問題児であると映っても、あるいは社会のシステムによって絶望を味わう子どもを抱きしめられず疎外したとしても、その青少年たちは合理的な理性をもって生きていきたいというこの社会の主役である。たとえ、困難な状況にいる子どもたちであっても、彼らは自分が決めたことにたいして、自分で守ろうと努力する。そのために子どもたちが自己尊重、他者尊重のトレーニングを行うことが青少

年の人権教育の中でもっとも重要な教育であるといえる。

◇ アジア・太平洋人権情報センター ホームページ

http://www.hurights.or.jp/index_j.html

なお、翻訳はアジア・太平洋人権情報センター・スタッフの朴君愛さんが担当。

子ども関連TOPICS ②

子ども電話相談における 東京成徳大学と八千代市の協働について

半田 勝久 (東京成徳大学)

八千代市は、市内在住の子どもが気軽に話をしたり、様々な悩みを相談できる窓口を2004年5月より開設した。名称は「おにいさん・おねえさん子ども電話相談室」。その名称のとおり、相談員は市内を本拠地とする東京成徳大学の福祉心理学・臨床心理学を専攻している学生がボランティアとして担当している。

大学と自治体が協働してこのような制度を設置するメリットとしては、①子どもが比較的話をしやすい年齢に近い相談員を常時確保できる、②大学の教員がスーパーヴァイズすることにより研修を継続的に行うことができ、且つ一定の専門性を確保できる、③特定の利害団体などから中立している、ことなどがあげられる。

電話相談は、市役所開庁日の午後3時から5時まで、市内の育児支援センターすてっぴ21勝田台内で行っている。学生相談員は、カウンセリングを行うという視点ではなく、相談者である子どもの話をじっくり聴くという心構えで相談にのぞんでいる。相談業務としては、相談者への具体的アドバイス、メンタルサポート、情報提供に重点を置き、一回の電話で終結しない事由は、再電話を勧奨する。電話相談員には、守秘義務が課せられる。

相談内容において、学生相談員の負いきれない事由に関しては、同育児支援センター内の子育て相談室を紹介することにより、専門職員に移行することができる。これにより、重大な事由などを発展的に問題解決していく筋道を用意している。

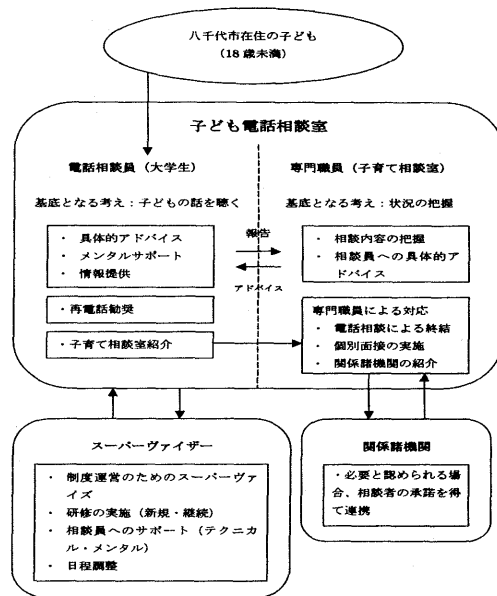
電話相談員になるために、学生は春休みなどを利用し、子どもの人権・権利論、児童福祉論、電話相談の技法など18コマの研修をはじめとし、定期的に市の専門職員や大学教員からのスーパーヴァ

イズを受けている。

学生相談員の声を聞くと「将来の仕事の選択肢の幅がひろがった」、「大学での講義を真剣に聞くようになった」、「言葉、単語の大切さを考えるようになった」、「緊張の2時間」、「子育て相談室の職員の電話対応の様子を見て勉強になった」などとても刺激を受けている様子がうかがえる。

地域の教育力の低下が騒がれるなか、大学と自治体が協働して地域の子どもの問題に取り組んでいる先駆的モデルとして今後の動向に注目したい。

八千代市子ども電話相談室の構造



連載

子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約 A to Z

第10回

【第13条】 表現・情報の自由

「イラクの子どもの顔を見てすごくみんな可愛くてイキイキしているのに、その子たちを殺してしまうアメリカの考え方がダメだなぁ、と。日本もそのアメリカに賛成しているから、私も日本人としてアメリカに賛成してしまうのはいけないと思い、なにか自分ではできないことはないかなと思ってこのパレードに参加しました。」

子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでもいませんか？ このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

安部 芳絵 (子どもの参加ファシリテーター)

ピースウォークに参加した理由を聞かれた高校生はそう答えた。ヒッキーのホームページを見て、「戦争反対」を表現するために手作りのフラッグをもって参加した高校生もいたし、「世界に一つだけの花」を歌っている子どももいた。

13条では、表現・情報の自由についての条文が定められている。意見を言うときは、どんな表現でもいい。ピースウォークみた

いなのに参加するのもアリだし、文章にするのが好きな子は書いてくればいい。歌やダンス、絵でもいい。それから自分の意見を言う前に、他の人の考え方を参考にしたいときもあるから、いろんな考えや情報を手に入れることもできる。

話はわかるけど、校則で髪型とか服装が厳しく決められている学校ってあるでしょ。それって、「ファッション」っていう表現方法を制限していることになる。学校はもっと子どもたちが自由に自分を表現できるように、一緒に考えてほしいね。

子ども関連TOPICS ③

川崎市の子どもの権利保障に向けた取組

土 屋 和 彦（市民局人権・男女共同参画室子どもの権利担当主幹）

「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行されてから4年がたとうとしています。子どもの権利保障に向けた川崎市の最近の動きについて報告します。

【川崎市人権オンブズパーソン制度】

2002年5月に子どもの権利侵害についての相談・救済業務を開始した川崎市人権オンブズパーソンに、2003年度の一年間で寄せられた子どもにかかわる相談は206件でした。相談の内容で一番多かったのは、「いじめ」で、71件ありました。また相談者のうち子ども本人からの相談は80件（約39%）でした。

【川崎市子ども夢パーク】

2003年7月にオープンした川崎市子ども夢パークでは、2004年8月に子どもが中心になって一周年記念イベントを開きました。また、11月には「かわさき子どもの権利の日」を記念したイベントを実施しました。来園者数は少し減ってきていて、利用者名簿によると1日平均で100人ぐらいです（スタッフの方の話では、記憶しないで入る子どものほうが多いので実際には200人以上だそうです）。

【こどもページ】

2004年2月には川崎市のホームページに、困ったときの相談先や子どもが参加できるイベント情報などを載せた「こどもページ」を開設しました。各局等で作っている子ども向けのページともリンクしています。現在、このページを定期的に子どもの眼でチェックしてもらったり、子ども自身にページの一部を作ってもらったりして、楽しいページになるようにするための「子どもモニター制度」創設に向けての取組を進めています。

【川崎市子ども会議】

川崎市子ども会議は、地域教育会議の子ども会議やかわさき子ども集会などで話し合ったことをもとにして、はじめての提言をまとめて、2004年3月に市長に直接手渡しました。市は、その提言についての関係局の話し合いを踏まえて、10月に川崎市子ども会議に回答しました。提言と回答書はコピーして市内の学校にも配りました。

【学校教育推進会議等】

より開かれた学校をめざして、校長や教職員、地域の住民、保護者、子どもが学校の運営などについて定期的に話し合う場である学校教育推進会議を、2002年度からすべての市立学校で開いています。

また、幼稚園の取組を参考に保育園でも試行的に（仮称）保育推

進会議を開催するための準備を進めています。

【かわさき子どもの権利の日事業】

条例で11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定め、この日を中心に、つどいや子ども集会、市民企画、関係局の事業など様々なイベント等を実施しています。

【川崎市子どもの権利委員会】

2001年9月に設置された第1期の権利委員会が3年の任期を終えました。この間、川崎市における子どもの参加の検証と権利に関する行動計画への意見についての審議をまとめた答申をいただきました。

権利委員会の検証は、①実態・意識調査の実施（現状等の把握）②市が自己評価するための基準の作成③市の自己評価の公表④市職員、市民、子どもとの対話⑤答申（提言）⑥市が講じた（または講じようとしている）措置の公表⑦行動計画の中間まとめに基づく市民フォーラム⑧答申⑨権利委員会の活動報告書、というプロセスで実施されました。

2004年9月に始まった第2期の権利委員会には、「子どもの居場所と参加活動の拠点づくりについて」諮問をしました。

【川崎市子どもの権利に関する行動計画】

現在川崎市は、権利委員会の答申をもとに、検証のなかで明らかになった実態、成果、課題などを踏まえた行動計画の素案（子どもの意見表明・参加を中心とした子どもの権利保障の推進というサブタイトルがついています）を公表して市民意見の募集をしています。行動計画は今年度中に策定し、2005年度から実施します。（計画期間は2007年度までの3年間です。）

※文中の事業の概要や答申などは川崎市の「子どもの権利条例ホームページ」を御覧ください。アドレスは、
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm>

子どもは生まれたときから権利の主体

—国連・子どもの権利委員会が乳幼児期の子どもの権利について議論—

平野 裕二 (ARC=Action for the Rights of Children)

子どもの権利委員会の一般的討議

乳幼児期の子どもの権利保障に関わる議論は、どちらかといえば子どもの健康・教育をどう保障するかがもっぱら取り上げられ、総合的な視点が希薄であった。たとえば、休息・余暇・遊びの権利（子どもの権利条約第31条）をどのように保障するかについては、子どもの遊ぶ権利のための国際協会（IPA）など有力な国際NGOの存在にも関わらず、それほど議論されてこなかった。子どもの意見表明・参加についても、主として思春期以降の子ども、せいぜい小学校高学年以上の子どもが念頭に置かれるのが現状であったと言える。

このような現状を踏まえ、国連・子どもの権利委員会は、2004年9月17日（第37会期）、「乳幼児期における子どもの権利の実施」をテーマとする一般的討議（1）を開催した。

討議は、次の2つの分科会に分かれて行なわれた。

・分科会Ⅰ「乳幼児期からの健全な子育て実践」（生存・発達権の保障、休息・余暇・遊びに対する権利の保障）

・分科会Ⅱ「発達の全面的主体としての乳幼児」（家庭・学校・コミュニティにおける参加、保育者・幼児教育者等の役割）

討議を踏まえ、10月1日には17項目の勧告が委員会によって採択されている。また、乳幼児の権利保障についての委員会の見解をさらに詳しく展開する一般的意見も、2005年中には採択したいとのことである。

乳幼児には力がある

筆者は2番目の分科会に参加したが、「発達の全面的主体としての乳幼児」という考え方をどのように深めていくかは、討議全体の基調を貫くテーマであった。

たとえば、開会式でスピーチを行なったユニセフの代表は次のように述べ、子どもが無能な存在ではないことを強調した。

「子どもがいかに力を持っているか（capable）についてはますます理解が深まっており、おとなは子どもの発達しつつある能力を尊重しなければならない。子どもは小学校に入学するまで、あるいは思春期を迎えるまで意見など言えないと思っている人が多いが、親はそうではないことをよく知っている」

全体会乳幼児の権利保障を活動の焦点に据えているベルナルト・ファン・レアー財団（オランダ）の代表も同様である。開会式では、「親の指示や指導ばかりに着目するのではなく、発達しつつある個人という観点からも乳幼児を見なければならない。子どもは発達・学習への積極的参加者であり、力のある子ども（capable child）という考え方をいっそう幅広く展開していく必要がある」と指摘した。閉会式でも、「子どもの弱さ（vulnerability）だけではなく力（capability）も踏まえて議論を進める必要がある」と強調している。

このような考え方は、乳幼児期を小学校入学までの、あるいはおとなになるまでの準備期間としてとらえるのではなく、「いまここ

にいる子ども」を尊重するという姿勢につながってくる。委員会のリー委員（韓国）も、「乳幼児は未来のための存在ではなく、いまここにおり、毎秒・毎日成長している存在」と強調している。

しかし、こうした視点や表現が委員会の勧告に十分に反映されているとは、残念ながら言いがたい。子ども一般ではなく「乳幼児」にとくに关わる勧告となっていないきらいがある。

ここでは紙幅の都合上、討議で最大の焦点となった乳幼児期の子どもの参加に関わる勧告に限定して紹介する。

子どもの参加の推進

まず、「子どもが日常生活を送るあらゆる場所（家庭、学校、保育施設、地域社会など）で、『子どもはもっとも幼い段階からすでに権利の主体である』という考え方が根づくようにするために、積極的とりくみを進めなければならない」として、意識啓発の必要性が強調された。

子どもに何歳ぐらいから意思表示の力が身につくのかは、条約第12条が「自己の見解をまとめる力のある子ども」に対して意見表明権を認めていることもあって、議論になってきた問題である。しかし、欧州評議会が2003年に採択した「子に関わる接触に関する条約」（別居している親子・親族等の面接交渉に関するもの）では、「確認可能な子の希望および気持ち」も正当に考慮することを定めており（第6条2項）、必ずしも論理だった意見・見解でなくてもよいとされている。

さらに一般的討議の第2分科会では、泣き声等も子どもの意思の表明であるとして、おとなは何歳であろうと子どもに耳を傾けなければならないという点で一致が見られた。この点については、WHOが推奨する「望ましい交流のあり方についての8つの指針」も参考になる。

1. あなたが子どもを愛していることを、子どもに示す。
2. 子どもに話しかける。感情表現、しぐさ、音のような手段で会話を進める。
3. 子どものリードにしたがう。
4. 子どもがやりぬいたことをほめ、評価する。
5. 子どもが何かに集中し、自分の経験を共有しようとするのを助ける。
6. 子どもが自分の世界を理解しようとするのを助ける。
7. 子どもが経験を広げるのを助ける。
8. 子どもが規則、限界および価値観を学ぶのを助ける」

委員会はさらに、幼い子どもが「日常的活動のなかで、積極的に、また徐々に自分の権利を行使する機会」を保障するための取組みに、親、学校および地域社会が積極的に参加するようにするためのとりくみを求めている。

乳幼児の参加は、家庭や地域のレベルに留まるものではない。た

たとえば英国では、NGOが体罰について4～7歳の子どもたちの意見を聴いて政府に提出したり、ロンドン首都圏当局がロンドンでの生活について2～4歳の子どもたちの意見を聴いたり、保育団体がクマのぬいぐるみを使って保育に関する5歳未満児の意見を引き出したりと、さまざまなとりくみが行なわれている。

このほか、子どもたちに絵を描いてもらったりポラロイドカメラで写真を撮ってもらったりするのも、しばしば用いられている有効な手段である。乳幼児には身のまわりの環境や政策について意見な

と言えないと決めつけるのではなく、さまざまな革新的方法を発展させていく必要がある。

(1)一般的討議とは、条約の内容や趣旨に関する理解を深めるため、委員会が年に1回、その都度さまざまなテーマを選んで開催しているものである。これまでも、子どもに対する暴力(本誌2002年1月号参照)や民間セクターの役割(本誌2003年6月号参照)などについて議論を行なってきた。毎年、国際機関、NGO、研究者など幅広い層から多数の参加者があり、今年も120名近くが参加した模様である。

イベント報告

子どもの権利条約フォーラムいばらき in 取手 開催

平成16年11月20日(土) & 21日(日) 於：取手市立福社会館

■フォーラムいばらき大盛況！■

2日間でのべ約900人の参加がありました。全体会の様子、フォーラム実行委員会の委員のみなさんの感想などをご紹介します。

※※子どもと話し合う時間※※

ーフォーラムを通してー

笠井 広子 (子どもの権利条約フォーラム2004
いばらき in 取手実行委員会)

◇子どもの権利条約認識の温度差

子どもの権利条約を開催するにあたり、実行委員会方式で集まった実行委員。しかし、子どもの権利条約に関して、かなりの温度差や解釈の違い等があり、その違いが子どもたちとの関わりを大きく変えるものである！ということに、改めて実感した。

◇「怖い」「意見がいいづらい」ー初めての子どもとおとなの話し合いー

初めて行われた子どもとおとなの話し合いにおいて、子どもがいるのだから、子どもの意見を聞こうというおとなに対して、子どもに「怖い」と思わせてしまった事件が起きた。その事件から、たくさんの事が話し合われる事となり、結果、初めて出会うおとなと子どもが話し合う場合、いくつかの決め事、またはおとな側の心得が必要だった事が、流れの中で編み出された事は、とても豊かな経験になった。

「子どもたちがいるのだから子どもの意見を聞きましょうよ」と言ったとたん、一斉に少ない子どもたちに視線が集中したことが「話しづらい」雰囲気を出し、ひいてしまった子どもたちに、おとなが「言いたくないのなら言わない権利だってあるわよ！」の更なる一言が「怖い！」と感じさせた。

ここに、子どもに対するサポートの温度差がかなりあった。この場合子どもたちは「言いたくない」のではなく「言いづらい」なのだ。そこに洞察と理解をせずに、「言いたくないのなら」と話し手のその子ども本人の個人的問題にすりかわってしまったときに、子どもたちは、学習した積み重ねの上に意見が言い出しにくくなっていくのだ。

◇試行錯誤の連続～伝統的子ども観とのぶつかりあい～

実際これをきっかけに子ども実行委員会とおとな実行委員会が子どもたちの提案から、別々に行われることになった。そのことをお

とな実行委員たちに報告したとき次のような会話が交わされた。

・話しづらくても、話していくしかない。そういう状況を乗り越えていく事が、おとなになっていくことではないか、逃げてはいけ



・おとなを避けないで、おとなを怖がらないで、子どもの方から近づいてくる努力をしてほしい。

子どもがおとなになるためには、いろいろな出来事を乗り越える事が大切なのだ。そしておとなと関わる時は、子どもたちが努力しておとなに近づいてきて欲しい。私たちも子ども時代はそうしてきた。そして、子どもが育つというのは、おとなになるという事は、辛い状況下にあっても切磋琢磨し、逃げ出さないで何事も乗り越え、我慢をして、甘えないこと。それがおとなになるという事よ。そして私たちおとなは、経験の少ない子どもを、おとなの描く子ども像に引っ張り上げてあげること、が子どもと関わるおとななのだという伝統的子ども観、子ども健全育成概念が大きな壁となって、実行委員会の不調和音を作り上げていった。

◇子どもにとって一番いいことは、「子どもに聴く」こと

こうしてあげる事が、子どもにとって一番いい事だ！とおとなたちは、「これが子どものため」という大義名分に足をすくわれっぱなしでなのである。子どもにとって一番いい事、どうしたいかは、まず「子どもに聴く」これに尽きる。

そして、出来ないとき、不可能なときは、なぜ出来ないのか？なぜ不可能なのか？を話し合う。この時の話し合いや、悩みあいの積み重ねが、おとなにとっても子どもにとっても安心する過程へとつながっていく。

◇【気づきのルール～初めて出会うおとなと子どもが話し合うために～】の誕生

今回これらの出来事の中から、全体会で初めて出会うおとなと子どもが話し合うときには、お互いが安心して意見が言えるために何があったらいいかを考えたいね！となり、そこから生まれたのが、

「気づきのルール」～初めて出会うおとなと子どもが話し合うために～である。

なぜルールの前に「気づき」が付いたのか。このルールを作るのに子どもたちは、1日という時間を掛けて話し合いをした。

<子どもが話しにくくなるのはなぜか??>

話し合いは、初めて出会うおとなと子どもが話し合う場合、子どもたちが話しづらい、怖いになってしまうのはなぜかな?から始まった。それは一おとなは、自分たちの意見が正しいと頭から思っている→子どもは経験が足りないって何か意見を言うと言われる→偉そう=威圧的。ではこの威圧的をどう解決できる?という自問に、言葉使いもあるよね。子どもの話をとりあえず聞いてはくれる。そして話し終わるとおとなは「でもね」を言う。「でもね」を言われると、全てを否定された気持ちになる。あと、服装もかなりある。ネクタイ締めて、腕組んで、足組んで、目をつぶって子どもの話を聞いているおとなに出会うと、身体からにじみ出ている、「偉そうが!」等など様々な意見が出てきた中で、子どもたちは意見のまじめに入っていた。

<初めて出会うおとなと子どもが話し合うために必要なこと>

同じような意味合いを含むものを一つの言葉に置き換えながらの作業の中で、「じゃあさあ、これをおとなが守らなかったらどうする」になっていき、ペナルティを作ろう!ルールを守らないおとなには、マスクをして1分間話せないマスクとか、イエローカードを出して何回かカードを出されたら、退場とか。いろんな意見が出ているうちに、「でもさ、偉そうに話さないと話せないおとなもいるじゃん。」「背広を着てネクタイ締めていないと、自分が出せないとか。」「その人のアイデンティティかもよ。」それを否定する事は、子どもだからって頭ごなしに否定される事と同じ事を、私たちがしたら意味ないよね!になり、それと退場はよくないよね。その人の事を全否定してしまうよね!になった。そして、「それにこの場だけルールを守ってもらっても仕方ないよね。」「この場だけじゃなく、いつもそうして欲しいよね。」「何で、子どもたちがこういう事を話し合い、決めたのか?を気付いて欲しいねおとなたちに。罰なんかじゃなくてさ。」

そして出来あがった「気づきのルール」。これが今回茨城で開催されたフォーラムの気づきであり、そして始まり。

「気づきのルール」

～初めて出会うおとなと子どもが話し合うために～

- ・子どもと交流しているからといって「子どもの事をすべてわかっている」と思っているおとなとは、話しづらいよ。
- ・目を見ないおとなは嫌だよ。ちゃんと目の前の子どもの目をミテ話してね。
- ・子どもの話を最後まで聞けない人には、話しづらい&人の話をちゃんと聴いてね。
- ・よく議論もせずになんでも多数決で決めて満足するおとなも話しづらいよ。
- ・いろんな意見があってもいいのに、無理やり一つにまとめるおとなはおかしいよ。
- ・子どもの問題に正面から向かっていないおとなには、やっぱ話せないよ。



※※※フォーラム実行委員の感想※※※

神吉 万莉菜 (13歳)

今回子ども実行委員として活動していったなかで、痛感させられたことが「子どもの権利条約が広く認知されていないこと」だ。日本は子どもの権利条約を批准して10年が経過している。今回が12回目となる取手でのフォーラムは、終わりではなくスタートだ、という考えで活動にあたった。しかし、一方では説明が不十分であったと思う点もあり、フォーラム自体の説明の必要性を感じた。

今回功を奏したのはやはり「主催者」と「参加者」を分けずに平等に全体会を催したことであろう。特にカルタ取りはなかなかないアイデアで、子どもも大人も楽しめる全体会であったと思う。しかし、その一方で全体会のグループディスカッションの際会場に伝達事項を伝えたところ、あるグループから「シーツ」と注意されてしまった。しかし、その伝達事項は私達が伝えるべき、と判断したもので何故マイクを使用してはならないのか不思議だった。真剣な話し合いだったかもしれないが、ディスカッションをしていたのはそのグループだけではなかったと思う。

他の人々はそうは思わないかもしれないが、今、「子どもの視点」を活用している場が社会で大きく取り上げられていない気がする。今回のフォーラムでは非常に子どもの意見を大人が重視してくれたからこそ、とてもいいフォーラムになったと思う。しかし、一方ではあまり話を聞いてくれない大人がいたり、子どもが話しているのにそれを遮って自分の主張を言っていたりする大人もいた。もちろん、自分の意見を主張するのは良い事だし、意見を主張したことで非難されるのは好ましくない。しかし、自らの主張だけでは「議論」は成り立たない。

大人が作っている「社会」が悪いわけではない。しかし、子どもと大人が力を合わせて作った「社会」の方がより良い物になるのではないか。フォーラムという「スタート」を振り返って私はそう思う。

※※※全体会※※※

田家 文衛

(子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

「子どもの権利条約フォーラム」の全体会、「おもしろいよ!全員集合!」は「世界の中心で子どもの権利条約をさげふ」をキャッチフレーズにして行われました。

全体会は、最初に子どもたちが大人たちのグループに寄ってくることで始まりました。次にファシリテーターが大人たちと子どもたちのグループに寄ってきて、「子どもの権利条約」をテーマにかるた作りを行うことを説明しました。僕のグループに配布されたかるたは「か」と「す」。かるたにふさわしい文章を参加者全員で考え、子どもたちが絵を描いて表現しました。

かるたを作っていくにあたって、事前に、司会者の方から「6つのルール」について話されました。この「6つのルール」は子どもたちが大人たちと対等に付き合うために編み出されたルールです。中には「目を見て話さない大人はいやだよ。」という文章もあり、大人の僕としては本当に考えさせられるものでした。

最後に、参加者全員で【かるた大会】が行われました。会場全体を使って行われたかるた大会は本当にすごい一言でした。さすが子どもたちが考えて組んだプログラムでした。本当に面白かったです。

***** 子どもの権利条約批准10周年記念 *****

子どもの権利条約入門セミナー2004

1994年に日本が子どもの権利条約を批准して10年が過ぎました。その間に子どもの権利条約は日本の社会に根付いたのでしょうか。批准時に比べ、忘れ去られているようにも思われます。

本年度、子どもの権利条約ネットワークは「条約を読む」をキーワードに条約の入門セミナーを企画しました。今回は、単に権利条約の現状を学ぶだけでなく、内容を深め、様々な場面で実践していくことができるようにするために、＜現在子どもが直面している問題を、子どもの権利条約の視点から深める＞ための講義・報告編と、＜深めた情報、知識を使ってワークショップの手法を学ぶ＞実践編を交互に開催します。ご自分の関心、目的意識にあわせて講義・報告編と実践編を自由に組み合わせてご参加ください。

《第4回》少年事件と子どもたち（実践編のみの参加も大歓迎です！）

講義編 2005年1月21日(金) 19:00～21:00(受付開始18:30) 寺尾 絢彦 (Meeting Space てらお主宰、元家庭裁判所調査官)

実践編 2005年2月18日(金) 19:00～21:00(受付開始18:30) 各回とも、林 大介(CRCネット事務局次長) 内田 塔子(立正大学講師)

第5回 「児童労働—日本の子どもと世界の子ども（仮）」

《講義編》2005年3月 8日（火）19：00～21：00

森田明彦（長崎ウエスレヤン大学教授（05年4月就任予定））

《実践編》2005年3月25日（金）19：00～21：00

林 大介（CRCネット事務局次長） 内田 塔子（立正大学講師）

《終了分》

第1回 「子どもの権利条約の基礎知識」

荒牧 重人（山梨学院大学法学部教授）

第2回 「対テロ戦争の中の子ども達」

大河内 秀人（パレスチナ子どものキャンペーン 常務理事）

第3回 「マイノリティーの子ども達」

小倉 敬子（かわさき市民活動センター副理事長）

※内容を変更する場合がありますので参加されるときはご確認ください。

会 場：子どもの権利条約ネットワーク事務所（みなとNPOハウス
4階）●地下鉄日比谷・大江戸線「六本木」駅徒歩2分・旧
三河台中学校

参加費(資料・会場費)：

一般 おとな1,000円/子ども(18歳未満)500円

会員 おとな 800円/学生・子ども無料

定 員：20名 ※資料などの準備がありますので事前申込をお願い
します

＜主催・問合せ先＞ 子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL・FAX 03-3470-0744

E-mail：ncrc@abeam.ocn.ne.jp ●URL：http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）

小学校高学年～中学生向／全6巻

各48ページ／A4変型判／オールカラー

揃定価17,640円（揃本体16,800円）

各巻定価2,940円（本体2,800円）



- 1巻 “自分をたいせつに”からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.77

2004年12月20日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント